平成 24 年５月 15 日

各　位

会 社 名　株式会社　富士ピー・エス
代表者名　代表取締役社長　長尾　徳博
（コード：1848　大証第２部、福証）
問合せ先　取締役専務執行役員
経営企画室長　藤本　良雄
（TEL　092－721－3473）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年５月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年６月 22 日に開催する第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由
（１）当社事業の現状に則し、事業目的を一部見直すものであります（変更案第２条）。
（２）経営体制の充実を図るため、取締役の中から会長を選定できることとし、取締役会の招集権者を会長に変更するものであります（変更案第20条、第21条）。

２．定款変更の内容
別紙「２．定款変更の内容」のとおりであります。

３．日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 24 年６月 22 日
定款変更の効力発生日	平成 24 年６月 22 日

以　上

別紙
「２．定款変更の内容」

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第 1 章 総　　則	第 1 章 総　　則
（目　的） 第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(6)　（条文省略） (7)　環境、健康に配慮した洗浄剤および汚染土壌用処理剤の販売 (8)　　（条文省略）	（目　的） 第 2 条　　（現行どおり） (1)～(6)　　（現行どおり） （削　　除） (7)　　（現行どおり）
第 4 章　取締役および取締役会 （代表取締役および役付取締役） 第 20 条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 2 取締役会の決議により、取締役社長、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 （取締役会の招集、議長、決議） 第 21 条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ２～４　（条文省略）	第 4 章　取締役および取締役会 （代表取締役および役付取締役） 第 20 条　　（現行どおり） 2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各１名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 （取締役会の招集、議長、決議） 第 21 条　取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 ２～４　（現行どおり）

（注）上記の内容については、平成 24 年 6 月 22 日開催の第 60 回定時株主総会において付議する「定款の一部変更について」が承認可決されることを前提とします。